

第5回 火力電源入札ワーキンググループ

平成26年6月24日(火)

事務局提出資料

- 平成26年度は一般電気事業者の5社が火力電源入札を実施する。このうち3社が自社応札を行う。
- 募集規模は約1,070万kW(単純合計)であり、供給開始時期は概ね5年～10年後となる。

	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
入札募集実施の公表	H26.3.27(木)	H26.4.11(金)	H26.3.25(火)	H26.3.26(水)	H26.3.27(木)
RFCの開始 ※募集規模等の入札要件の詳細を公表	H26.4.10(木)	H26.4.21(月)	H26.4.17(木)	H26.4.8(火)	H26.4.10(木)
RFCの締切り	H26.5.9(金)	H26.5.20(火)	H26.5.16(金)	H26.5.7(水)	H26.5.9(金)
募集規模	①: 60万kW ②: 60万kW	600万kW	100万kW	150万kW	①: 100万kW ②: 8千kW(対馬)
運転条件(稼働率)	①: 70～80% ②: 40～50%	70～80%	70～80%	70%	①: 70～80% ②: 50～70%(対馬)
自社応札の有無	<有り> ①: 能代3号(石炭) ②: 上越1号(LNG)	<無し>	<有り> ・入札対象電源は非公表	<無し>	<有り> ①: 松浦2号(石炭) ②: 豊玉6号(内燃力)
供給開始時期	①: H32.6～H34.6 ②: H35.6～H36.6	H31.4～H36.3	H33.4～H35.3	H33～H35年度のいずれかの年度の4月1日	①: ～H33.6 ②: ～H30.6

1. 各社の入札募集要綱案について、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」(ガイドライン)に合致しているか、ご確認いただきたい。
具体的には、入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)の結果を踏まえた各社の対応にかかわる以下の点について、ご議論いただきたい。
 - ・募集期間
 - ・応札の最低条件
 - ・落札者の決定方法 等
2. 次に、各社共通の課題として、
 - (1)入札制度を通じた競争の促進の観点から各社間の取り扱いに差がある以下の点について、ご議論いただきたい。
 - ①資本費の補正
 - ②連帯保証
 - ③解約・解除時の補償等
 - (2)ガイドラインの見直しの是非や解釈にかかわる以下の点について、ご議論いただきたい。
 - ④落札結果の公表
 - ⑤離島の需給調整
 - ⑥情報遮断等
3. 報告事項
 - ①自社応札における上限価格の算定方法
 - ②上限価格の考え方

【論点】

- 現行のガイドラインの規定に合致していないとは言えないが、各社の入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)において多くの意見が出されたもののうち、より競争を促進することが見込まれる意見の扱いをどのように考えるか。
- 具体的には、公表されている4社のRFCにおいて、「建設着工まで相当の期間が開くため、建設費(人件費・材料費)及び金利についても適切なエスカレーションを設定すべき」旨の意見が出された。
- RFCに対する各社の回答を見ると、中部電力のみ、応札者の応札時の選択により建設費のうちの土木建築費の補正を行う(金利の補正は行わない)ことで入札募集要綱案を修正しているが、その他の会社はいずれの補正も行わないとしている。
- 当該補正を行えば、応札価格は低減するものの、実際の受給に当たっては当初の応札価格に変動が生じることとなる。一方で当該補正を行わないのであれば、建設費及び金利の変動を見込んだ応札価格となる。
- 以上のように、建設着工まで相当の期間があるため、建設費及び金利の変動リスクについて、入札実施会社側がとるのか、応札事業者側に求めるのかの違いであるが、入札制度を通じた競争を促進する観点から、どのように考えるべきか。

(参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

(9) 応札条件及び評価項目・基準の設定及び事前公表

応札条件及び評価項目・基準については、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定されたものであり、かつ、あらかじめ公表されることにより入札を検討する者にとっての予見可能性が確保されたものであることが必要である。また、入札制度の透明性確保のためにも、可能な限り基準・重み付けの考え方について説明されることが必要である(詳細は「6. 評価及び落札者の決定の方法」を参照)。

(参考2) 各社の入札募集要綱案の要約(反映状況)

	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
見直し前 要綱案	建設費、金利の 에스칼レ補正はなし	建設費のうち土木工事費の変動と金利の変動補正を環境影響評価書が確定した時点で実施	建設費、金利の 에스칼レ補正はなし	建設費、金利の 에스칼レ補正はなし	建設費、金利の 에스칼レ補正はなし
反映状況	反映なし	—	一部を反映する (土木建築工事費)	反映なし	反映なし

	意見	各社回答(抜粋)
東北電力	・建設費、金利の変動について補正すべき。 ・入札時点と融資契約時点の基準金利の比を補正すべき。	・入札価格は変動要素に関する織り込み方法も含めて応札者さまの判断に基づき設定されるものと考えていることから、<u>補正はいたしません。</u>
中部電力	・土木建築工事費は落札後著しく変動する可能性が考えられることから、物価補正の選択を可能とすべき。 ・調達金利も、金利変動補正の選択を可能とすべき。	・土木建築工事費は、今後、オリンピックや中央リニア新幹線工事等の大規模なプロジェクトが開始し、工事費用が想定以上に変動する可能性があるため、<u>応札時点の応札者の選択により、変動補正を行うことといたします。</u> ・金利は、<u>応札者によって資金調達環境が異なることから、応札者が独自に設定いただくこととし、変動補正を行わないもの</u>といたします。
関西電力	・落札した発電設備に係る資金の調達金利及び建設工事費について、落札後に著しく変動する可能性が考えられることから、落札者の希望により、基準金利変動補正および土木建築工事費物価補正の選択を可能としていただきたい。	・資金調達の方法が事業者ごとに異なることや、資金調達のインセンティブが働かないことから、金利指標の設定は行わずエスカレーション補正は行いませんので、個々の資金調達方法に応じた入札価格への反映をお願いいたします。
九州電力	・建設着工まで期間が空くため、人件費・材料費及び金利について適切なエスカレを設定すべき ・入札時点と融資時点の基準金利比で資本費中の金利相当を補正できるオプションを付与すべき ・入札時点と工事契約締結時点の比で、土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを付与すべき	・今回の募集においては、金利および土木関連費用に関する補正はいたしませんので、金融市場変動や土木関連物価変動などをはじめとする価格変動リスクも踏まえた入札価格を算定のうえ応札ください。

(出典)各社説明資料からの抜粋

【論点】

- 現行のガイドラインの規定に合致していないとは言えないが、各社の入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)において多くの意見が出されたもののうち、より競争を促進することが見込まれる意見の扱いをどのように考えるか。
- 具体的には、公表された4社のRFCにおいて、「契約保証金の預託及び補償金支払義務が課されていることから、出資者の連帯保証までは不要とすべき」旨の意見が出されている。
- RFCに対する4社の回答を見ると、いずれの会社も修正しないとしている。
- 電力の安定供給と入札制度を通じた競争を促進する観点から、どのように考えるべきか。

(参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

該当なし

(参考2)各社の入札募集要綱案の要約(反映状況)

	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
見直し前 要綱案	落札者が子会社、合弁会社等の場合、当該会社の出資者に連帯保証状を要求	連帯保証状の要求なし	落札者が子会社、合弁会社等の場合、当該会社の出資者に連帯保証状を要求	推進母体が別会社、子会社、ジョイントベンチャー等の場合、推進母体が設立された時点で連帯保証状を要求	落札者が子会社、合弁会社等の場合、当該会社の出資者に連帯保証状を要求
反映状況	反映なし	—	反映なし	反映なし	反映なし

	意見	各社回答(抜粋)
東北電力	・契約保証金を納付するため連帯保証は不要とすべき。 ・参加形態により資金調達方法が変わりうるため、連帯保証は関係者のリスク分担の柔軟性が損なわれ、円滑な資金調達の弊害となる虞がある。	・契約保証金は、供給開始時に返却いたします。 ・一方、IPP事業は長期継続的な「電力の安定供給」を担っていただくものであり、子会社または合弁会社等を設立して事業を行う場合には、<u>事業の継続性や安定性の観点から、出資者に連帯して保証いただくことが必要</u>であると考えております。
中部電力	・既に契約保証金の預託及び補償金支払義務が課されていることから、追加で連帯保証を行うことは不必要。 - 発電事業に対して連帯保証を求めることは、非常に負担が大きい。低廉な電源の確保からも連帯保証の条項は削除すべき。	・契約保証金は、契約に定める落札者の義務履行を担保するため必要であると考えております。これについては、営業運転開始前までの期間お預かりし、営業運転開始後に返還いたします。一方、落札者には、供給期間を通じて安定的に電力の供給を担っていただくこととなるため、<u>事業の継続性・安定性の観点から、電力供給を行うことを目的に設立された子会社または合弁会社等により事業を実施する場合は、その出資者である事業者が連帯して保証していただくことが必要</u>であると考えております。
関西電力	・契約保証金を預託およびペナルティ支払義務により責任を果たしており、出資者の連帯保証までは不要としていただきたい。	・IPP事業は、<u>長期継続的な電気の安定供給を担っていただくこと</u>となります。このため、出資者全員で全責任をもって本事業を完遂していただく必要があると考えております。したがって、子会社または合弁会社等の出資者による保証については、<u>その出資者すべてが連帯して保証いただくことが必要</u>であると考えております。
九州電力	・契約保証金の預託及び補償金支払義務が課せられていることから、出資者の連帯保証までは不要とすべき	・契約保証金は、契約履行を担保する目的で供給開始前の期間においてお預かりするものであり、供給開始時に返却いたします(供給開始予定年月通りに供給開始していただいた場合)(要綱案第9章(3))。また、供給開始後は、長期継続的な「電気の安定供給」を担っていただくこととなります。したがって、新たに子会社または合弁会社等を設立して本事業を行う場合については、<u>事業の継続性・安定性の観点から、当該子会社または合弁会社等の出資者による保証については、原則としてその出資者すべてが連帯して保証いただくことが必要</u>であると考えております。

【論点】

- 現行のガイドラインの規定に合致していないとは言えないが、各社の入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)において多くの意見が出されたもののうち、より競争を促進することが見込まれる意見の扱いをどのように考えるか。
- 具体的には、公表された3社のRFCにおいて、「電力事由による解約の場合は、補償に上限(基本料金の7年間)を設けることなく、落札者の実損額を補償すべき」旨の意見が出されている。
- RFCに対する各社の回答を見ると、いずれの会社も修正しないとしている。
- 電力の安定供給と入札制度を通じた競争を促進する観点から、どのように考えるべきか。

(参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

該当なし

(参考2)各社の入札募集要綱案の要約(反映状況)

	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
見直し前 要綱案	(電力事由による解約) [受給開始前] •解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償する。 [受給開始後] •解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償する。	(電力事由による解約) [受給開始前] •解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償する。 [受給開始後] •解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償する。	(電力事由による解約) [受給開始前] •解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償する。 [受給開始後] •基本料金の残存契約期間に対応する金額を補償する。<u>ただし、7年間分を上限とする。</u> •<u>落札者に生じた損害にかかる金額のうち、上記の金額を超える額</u>	(電力事由による解約) [受給開始前] •落札者が被った通常生ずべき実損額に対する補償を行う。<u>ただし、基本料金の84ヶ月を上限とする。</u> [受給開始後] •<u>84ヶ月を上限に、受給期間の残月数に基本料金を乗じた金額を解約金として支払う。</u>	(電力事由による解約) [受給開始前] •<u>契約保証金相当額並びに落札者が要した発電設備建設費用及び撤去費用を補償する。</u> •落札者がアクセス設備を建設する場合は、その建設費用及び撤去費用を補償する。 [受給開始後] •基本料金の残存契約期間に対応する金額を補償する。<u>ただし、7年間分を上限とする。</u>
反映状況	—	—	反映なし	反映なし	反映なし

	意見	各社回答(抜粋)
中部電力	・営業運転開始前の「通常生ずべき落札者の損害に相当する金額」及び営業運転開始後の「落札者に生じた損害にかかる金額」について、下記の点を含める旨を明示して頂きたいと考えます。 1 落札者の借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等) 2 落札者が新たに設立された子会社・合併会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り 3 上記以外で、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害	・資金調達に要する費用が損害賠償の対象になるかについては、事案ごとに異なるため、予め明示することは困難と考えております。このため、<u>当社帰責事由の有無や賠償の範囲については、契約の解除と落札者に生じた事象・損害との因果関係を踏まえて、個別に判断させていただべきもの</u>と考えております。そのため、<u>現状どおり</u>とさせていただきます。
関西電力	(受給開始前) ・貴社事由の解除・解約の場合は、「実損害に対する補償」を希望。 (受給開始後) ・貴社事由の解除・解約の場合は、「実損害に対する補償」を希望。	(受給開始前) ・当社の帰責事由による解除・解約の場合は、落札者が被った<u>通常生ずべき実損害(逸失利益を除く。)</u>に対する補償を行うこととしております。<u>ただし、リスクの予見性を高めるために入札基本料金の84ヶ月を上限とさせていただきます。</u> (受給開始後) ・落札者にとっては、一定期間の資本費の回収が図れることで借入金等の返済に充てられ、新たな契約先確保が図れることを踏まえ、解約金の水準として合理的であると考えております。また、<u>リスクの予見性を高めるために入札基本料金の84ヶ月を上限とさせていただきます。</u> なお、<u>補償内容については双方イコールフットイングとしております。</u>

	意見	各社回答(抜粋)
九州電力	・供給開始前に貴社が解約を申し出た場合の補償に以下を明示すべき 1. 落札者が金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等) 2. 実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点に亘る一定の期待利回り 3. 解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 ・供給開始後に貴社が解約を申し出た場合の補償金の上限(解約時点から7年)を撤廃し、実損額にすべき ・以下の補償条項も追加すべき 1. 落札者が金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等) 2. 実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点に亘る一定の期待利回り 3. 解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害	・今回の入札募集における、供給開始前の当社申出による解約の補償につきましては、<u>契約保証金の返却および契約保証金相当額の支払い</u>をすることを予め約すこととしておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 ・当社が、供給開始後に解約の申出を行う場合は、原則7年前に申し出ます。そのため、申出後7年間は受給契約は継続いたします。 ・また、ガイドラインにおいて、「募集は開始時期を踏まえた適正な時期(少なくとも、入札対象電源が運転を開始する予定の年度から7年程度前。)」とされており、<u>7年程度のリードタイムがあれば、落札者が取引所等を含む当社以外の事業者への売電を含む電源の活用が可能となるものと考えられます。</u> ・今回の要綱案における、供給開始後に当社が解約を申し出た場合においては、<u>上記リードタイムに加え、基本料金の残存契約期間に対応する金額(残存契約期間が7年を超える場合は、解約時点から7年間分を上限)を補償金として落札者に支払うことを予め約すものであり、妥当なものと考えております。</u>

【論点】

- 現行のガイドライン(Ⅱ. 7. (2))では、落札者に係る情報について、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来たすことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、「卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率」を公表すると規定しているところ。
- 今般、中部電力(株)が実施した入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)において、「自社応札を行う場合、自社応札価格が明らかになってしまうことから、公正な競争に鑑み課題がある」との意見が出された。【中部電力説明資料P15を参照】
- 当該落札者に係る情報の公開は、一般電気事業者の原価低減のための努力及び積極的な入札の実施を促進する上で重要であると考えられるが、公表された情報を基に上限価格が算出可能となってしまうと、特に自社応札をする場合には、応札したユニットの発電単価(電源線等工事費(特定負担分)等を含む)を公表することとなり、今後、小売全面自由化が進展していく中で、公平な競争を阻害する可能性があることも事実である。
- このため、上限価格を非公表とする場合には、落札者の契約価格が特定されないよう配慮した上で、「卸供給の契約価格と上限価格のかい離率」のみを公表させることとしてはどうか。また、現行のガイドラインも改正することとしてはどうか。

(参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

7. 入札結果の公表

入札制度を通じた競争を促進するためには、その過程の透明性を高めるとともに、潜在的な応札者に対し適切な情報提供を行うことによって、入札への参入の円滑化とその拡大を図ることが必要である。また、電気事業の効率化の観点から、入札を通じた電源の調達によってどの程度の電力供給コストの低減効果が見込まれるかを可能な限り国民に対し明らかにすることにより、一般電気事業者の原価低減のための努力及び積極的な入札の実施を促進することが重要であると考えられる。

以上を考慮し、入札情報の公開については、以下のとおり行うのが適当である。

(次ページへ続く)

(参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

(1)応札結果

応札結果は、入札を通じた卸供給への将来における参入可能性を示すものとして重要なものと考えられる。

このため、入札実施会社は募集を締め切った後、応札のあった卸供給全体の件数と規模に加え、業種ごと、運転条件ごと、燃料種ごとの件数と規模の分布等を公表することが望まれる。

(2)落札結果

落札者に係る情報としては、卸供給契約締結後、落札者の機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に、入札案件ごとに入札実施会社が、以下の内容について公表することとする。

- ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種
- ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率(ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない)

(参考2)落札結果の公表(見直し後イメージ)

上限価格公表のケース(現行ガイドライン)	上限価格非公表のケース
【前提(上限価格のみ公表)】 ・上限価格:11.0円/kWh ・落札価格:A社(他社)=11.00円/kWh B社(他社)=10.75円/kWh C社(他社)=10.50円/kWh 【落札結果の公表(②関連)】 ・卸供給の契約価格の平均額:10.75円/kWh ・当該平均額と上限価格のかい離率=97.73%	【前提(全て非公表)】 ・上限価格:11.0円/kWh ・落札価格:A社(自社)=11.00円/kWh B社(他社)=10.75円/kWh C社(他社)=10.50円/kWh 【落札結果の公表(②関連)】 ・卸供給の契約価格と上限価格のかい離率: 100.00%(自社) 97.73%(他社) 95.45%(他社) 公表される情報で、自社応札で落札したユニットの発電単価が算出可能 上限価格=10.75円/kWh÷97.73%≒11.00円/kWh

【論点】

- 現行のガイドライン(Ⅱ. 4. (6)(b))では、電源の需給調整機能について、「ELD運転やAFC運転等の需給運用に参加する電源については、電源の需給運用への貢献の度合いに応じて、加点評価すること」と規定しており、当該機能を具備しないことをもって直ちに落札対象者から除外することは認めていない。
- また、ガイドライン(Ⅱ. 4. (6)(c))では、通告変更期限について、「遅くともスポット取引の入札日の前日(原則として2営業日前)までを基本型とし、より直前の通告変更に対応できる電源については加点評価すること」と規定しており、当該通告変更の期限を、スポット取引の入札日の前日より厳しい条件で設定することも認めていない。
- 今般、九州電力(株)が公表した入札募集要綱案(対馬分)においては、「需給調整機能の具備すること」及び「実受給日の前日までを期限とした通告変更に対応すること」をそれぞれ求めており、応札事業者は当該条件を満たすことが必須となっている。【九州電力説明資料P28を参照】
- 他方で、電力の安定供給の観点から、大規模な系統と連系されていない離島電源における需給調整機能の要件化や余力部分について取引所取引を活用し売電することが不可能な離島電源における通告変更の期限については、個別の状況を踏まえて判断することが必要ではないかと考えられる。
- このため、九州電力(株)から、離島電源における「需給調整機能の具備」及び「実受給日の前日までを期限とした通告変更への対応」の必要性を確認した上で、当該条件の修正を求めないこととしてよいか。

(参考)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)**(6)入札対象電源の弾力的運転(需給運用)**

一般電気事業者に対し卸供給を行う電源について、特定規模電気事業者(以下「新電力」という。)や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを認め、販売先の多様性を確保することは、①発電事業を営む上での様々なリスクへの対応力を高め、発電事業の安定性に寄与すること、②事業の安定性が増すことで、発電事業への参入を促す効果があること、③一般電気事業者のみに供給をする場合に比べ、より規模が大きく効率の良い電源の設置により効率的な設備形成に寄与すると考えられること等から、発電事業者のみならず入札実施会社にとっても有益であり、また、電力需給の緩和や卸電力市場の活性化に寄与する等、社会全体にとっても有益である。

こうした観点を踏まえ、入札対象電源の弾力的運転については以下の通り整理する。

(a) (略)

(b)ELD(経済負荷配分)運転、AFC(自動周波数制御)運転、ガバナフリー運転やDSS(起動停止)等の需給運用に参加する電源については、電源の需給運用への貢献の度合いに応じて、加点評価することとする。

(c)入札対象電源が、余力部分について取引所における取引を活用し売電することを可能とするため、通告変更期限は、ベース型電源については週間計画通告期限の前日まで、ミドル型、ピーク型及び予備力型電源については、遅くともスポット取引の入札日の前日(原則として2営業日前)までを基本型とし、より直前の通告変更に対応できる電源については加点評価することとする。ただし、需給が厳しい場合は、発電事業者との協議により、発電事業者の他の売電契約に影響しない範囲で、上記の期限以降の通告変更により電気の供給を受けることを可能とする。

(d)今後の再生可能エネルギーの大量導入への対応を考慮すると、調整力確保等の観点から、AFC運転、ガバナフリー運転やDSS等の電源が必要となることも考えられる。入札実施会社は、将来の需給運用を考慮し、ELD運転を含む需給運用への参加可否の項目を入札要綱に設けることを可能とするが、その理由について説明することとする。

【論点】

- 現行のガイドライン(Ⅲ.)では、入札要綱案を審議していただく際に、「入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、中立的機関(火力電源入札WG)において厳格に審査する。」と規定されているところ。
- 今般、関西電力(株)にあっては、上記の入札実施会社に該当するため、同社が講じている情報遮断等の措置についての実効性・適切性を審査していただきたい。【関西電力説明資料P30を参照】
- 具体的な審査に当たっては、以下のようなポイントが挙げられるのではないか。
 - ・情報管理についての社内ルールは定めているか、また、その周知方法は適切か
 - ・当該社内ルールについての実効性はあるか、また、その内容は適切か(例えば、入札実施部門が火力部門と情報のやりとり(メール等)を行う場合、必ずCCに管理職を入れる等のルールになっているか)
 - ・上限価格を決定する際の取締役会等に、火力部門の役員等が出席するか、出席する場合の措置は適切か

(参考)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

Ⅲ. 入札実施フロー

(中略)

中立的機関(火力電源入札WG)への提出①

入札要綱案を中立的機関(火力電源入札WG)に提出。中立的機関(火力電源入札WG)が、入札要綱案が本指針に合致していないと認めるときは、入札実施会社に修正を求める。また、入札実施会社自らが応札しない場合であって、上限価格を事前に公表しない場合は、入札実施会社が講じる入札実施部門と火力部門との間の情報遮断等の措置の実効性・適切性を、中立的機関(火力電源入札WG)において厳格に審査する。

【内容】

- 今般、東北電力(株)及び九州電力(株)が実施した入札募集要綱案に対する提案募集(RFC)において、「自社応札設備について、既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、公平性の観点から応札価格(上限価格)に所要のコストを含めるべき。また、算定方法について、予めルール化し、募集要綱で公表した上で、落札候補者決定後に火力電源入札WGで審議していただくことを要望する」との意見が出された。
- 現行のガイドラインでは、「上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある。」と規定しているところであり、火力電源入札WGにおいては、落札候補者を内定した評価報告書案を審議していただく際に、このような視点での確認も行っていたことになる。
- 具体的には、既存設備との共用設備等がある場合、入札実施会社からコスト配分の方法を確認した上で、合理的な理由もなく、既設設備にコストを負担させているようであれば、上限価格を補正し、再評価の実施を求めることとなる。

(参考)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

(8) 上限価格について

入札実施の目的が、競争原理を導入して安価な電源を調達することにより電力供給の効率化を図るものであることを踏まえれば、入札実施会社が自社応札する場合を含め、上限となる価格は自社で電源を設置する場合に要すると考えられるコスト以下に設定されることが望ましく、こうした観点についても、具体的な基準を策定する際に配慮する必要がある。

(a) 入札実施会社が自社応札する場合

落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。落札価格が電気料金算定上の適正な原価とみなされることから、ここで設定される上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある(この場合、事前に上限価格を公表することは要しない)。

(b) 入札実施会社が自社応札しない場合

特定の電源設置を入札電源の購入により直ちに切りやめるものではないため、入札実施会社が自らの開発電源を中長期的に調整し、火力電源の一部の開発を切りやめることを想定し、入札対象電源と類似の時期に運転開始する予定の火力発電所の平均的なデータや、至近の電源開発に係る実績コスト等を参考に設定することとする。

	意見	各社回答(抜粋)
東北電力	・上限価格には既存設備にかかわるコストを含めるべき。	・上限価格は、他の応札者さまと同様、各々の判断に基づき設定されるものと考えております。
九州電力	・既存設備を利用する場合、公平性の観点から、上限価格の算定方法について予めルール化し、入札要綱上で公表した上で、落札候補者決定後の火力電源入札WGで審査すべき	・当社電源にかかる入札価格については、同要綱に従い「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定」いたします。このため、算定方法のルール化および入札要綱での公表は行いません。

(出典)各社説明資料からの抜粋

【内容】

- 現行のガイドライン(Ⅱ. 6. (1)(a))では、応札の最低条件として「入札実施会社が設定した上限価格を下回る。」と規定しているところ。
 - 今般、火力入札を実施している電力5社のうち、自社応札をしない東京電力(株)と関西電力(株)は「上限価格を下回ること」とし、自社応札をする他の3社は「上限価格以下であること」を最低条件としている。
 - 現行のガイドラインで規定している「上限価格を下回る」とは、自社応札の有無にかかわらず、上限価格を含むものであるが、意味を明確化するため、今後、当該ガイドラインを改正(以下の改正案を参照)することとする。
- (改正案)

①上限価格 — 入札実施会社が設定した上限価格(4. (8)を参照)を下回る(上限価格を含む。)

(参考1)新しい火力電源入札の運用に係る指針(抜粋)

6. 評価及び落札者の決定の方法

(1) 応札条件及び評価項目・基準の設定方法の詳細

提出された提案書の評価は、可能な限り具体的、客観的、定量的な基準により設定された応札条件及び評価項目・基準により実施される必要がある。具体的な項目は以下の通り。

(a) 応札の最低条件

①上限価格 — 入札実施会社が設定した上限価格(4. (8)を参照)を下回る。

…以下省略…

(参考2)各社の入札募集要綱案の要約(見直し前)

東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	九州電力
•判定価格が、 <u>上限価格</u> 以下となることが条件	•判定価格が、 <u>上限価格</u> を下回ることが条件	•判定価格が、 <u>上限価格</u> 以下となることが条件	•判定価格が、 <u>上限価格</u> を下回ることが条件	•判定価格が、 <u>上限価格</u> 以下となることが条件